

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	環境局環境管理部環境管理課(産業廃棄物規制グループ)(06-6630-3284)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	解体業・破砕業の許可
概要	使用済自動車の再資源化等に関する法律では、使用済み自動車等の解体又は破砕をしようとする者は施設の基準等が定められており、解体業又は破砕業に対して大阪市長から許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条、第67条、第70条 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第55条、第60条、第63条
審査基準	<p>【 許 可 基 準 】</p> <p>I 共通基準 欠格要件 申請者が、使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号イからヌまで又は第69条第1項第2号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>II 個別基準 共通基準に加え、施設の種類に応じて、各々の個別基準を遵守すること。 法施行規則第57条、57条第2項、62条、62条第2項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=414M60001400007)</p> <p>1 解体業 ① 施設に係る基準 ② 申請者の能力に係る基準</p> <p>2 破砕業 ① 施設に係る基準 ② 申請者の能力に係る基準</p>
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	環境局環境管理部環境管理課(産業廃棄物規制グループ)
提出時期	随時
提出方法	解体業又は破砕業の許可申請書及び添付書類を産業廃棄物規制グループへ提出してください。
手数料	解体業新規 78,000円 解体業更新 70,000円 破砕業新規 84,000円 破砕業更新 77,000円 破砕業変更 67,000円
相談窓口	環境局環境管理部環境管理課(産業廃棄物規制グループ)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000022570.html
備考	